

令和2年度学校体育eラーニングセミナー【幼児の運動遊び】 (教員免許状更新認定講習) 実施要項

実施方法の変更について

「学校体育セミナー（幼児の運動遊び）[令和2年10月3日]」及び「学校体育セミナー（幼児の運動遊び・体づくり運動系）[令和2年10月15日]」として実施を予定していた講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、集合型の講習会としては実施しない。ただし、名称を標記のとおり改め、eラーニングセミナーとして開催するとともに、教員免許状更新講習としても位置付ける。

1 目的

幼児期運動指針に基づいて、幼児が体を使った遊びをとおして適切に基礎的な動きを身に付けることができるようするための指導方法の改善及び充実に資する。

2 主催

宮崎県教育委員会（スポーツ指導センター）

3 受講方法

スポーツ指導センターホームページからの配信動画によるeラーニング

4 受講対象

幼稚園、保育所（園）、認定こども園等の指導者

5 内容及び講師

	講義の内容	講師
講義1	「幼児期からの運動遊びをとおした基礎的な動きづくりを図る指導の在り方」	宮崎県教育庁スポーツ指導センター 指導主事 藤田 洋平
講義2	「幼児の運動遊び」	宮崎県教育庁スポーツ指導センター 指導主事 谷口 誠

6 ログイン及び視聴方法

- (1) 「オンライン研修受講システムはこちら」バナーをクリックする。
- (2) 「学校体育eラーニングセミナー（幼児の運動遊び）」をクリックする。
- (3) 下記のID、パスワードを入力する。
- (4) 「学校体育eラーニングセミナー資料」を開く。
- (5) 動画をクリックする。

※ 資料及び動画を同時に見ることができるよう準備してください。

ID :

パスワード :

7 配信開始日

令和2年10月15日（木）～

8 その他

本講習は、教員免許更新制における教員免許状更新講習として認定されています。受験を希望する場合は、「教員免許状更新講習について（別紙1）」を確認してください。

教員免許状更新講習について

1 対象者

下記に該当する県内の幼稚園、保育所、認定こども園等の教員

(1) 旧免許状所持者

- ・昭和30年4月2日～昭和32年4月1日生まれの者
- ・昭和40年4月2日～昭和42年4月1日生まれの者
- ・昭和50年4月2日～昭和52年4月1日生まれの者

(2) 新免許状所持者

- ・有効期間満了日が平成33年3月31日である新免許状所持者
- ・有効期間満了日が平成34年3月31日である新免許状所持者

(ただし、新免許状を複数枚所有している者は、全ての免許状を確認すること)

2 本講習において教員免許状更新講習で履修できる内容・時間

「選択領域（幼児、児童又は生徒に対する教科指導及び生徒指導上の課題）」
6時間

3 申込みについて

- (1) 「令和2年度宮崎県教育委員会免許状更新講習受講申込書（別紙2）」に必要事項を記入の上、写真を添付し、所属長の証明（印）を受ける。
- (2) 角型2号封筒に120円切手を添付し、郵便番号、氏名及び履修証明書送付先住所を記入する。
- (3) (1)、(2)を同封し、スポーツ指導センターに直接送付する。

4 申し込み締め切り日

令和2年10月7日（水）必着

5 履修認定試験及び免許状更新講習受講者評価書について

- (1) 指定の配信動画を視聴後、同ページから「履修認定試験問題」と「免許状更新講習受講者評価書」をダウンロードし、自筆にて回答する。
- (2) 「履修認定試験答案用紙」及び「免許状更新講習受講者評価書」をスポーツ指導センターに直接送付する。（令和2年11月20日（金）必着）
- (3) 送付先：

宮崎県教育庁スポーツ指導センター
〒889-2151 宮崎市大字熊野1443-12

- (4) 履修認定試験合格者には、後日スポーツ指導センターより履修証明書を郵送する。

問い合わせ先

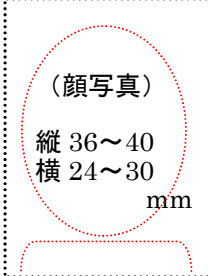
担当 指導担当 藤田 洋平

TEL 0985-58-0096 FAX 0985-58-0097

メール fujita-yohei@pref.miyazaki.lg.jp

令和2年度 宮崎県教育委員会 免許状更新講習受講申込書

〔受講者本人記入欄〕

ふりがな 氏名	-----	申込印		生年月日	昭和・平成 年 月 日	 (顔写真) 縦 36～40 横 24～30 mm
連絡先	(〒 ー ー) 都道府県 市区町村					
	(TEL) ー ー (携帯) ー ー					
受講対象者の区分 ※①～⑤の中から該当する区分に記入してください。	①幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・幼保連携型認定こども園に勤務している教育職員・教育の職にある者	(勤務校(園))	(職名) ※該当職を○で囲んでください。 校長(園長) 副校長(副園長) 教頭 主幹教諭 指導教諭 教諭 助教諭 講師 養護教諭 養護助教諭 栄養教諭 主幹保育教諭 指導保育教諭 保育教諭 助保育教諭 実習助手 寄宿舍指導員 学校栄養職員 養護職員			
	②教員採用内定者／教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)				
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等元勤務先)				
	④認定こども園及び認可保育所の保育士／幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		(勤務先)			
	⑤その他		(勤務先) (職名)			

○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は「所持する免許状の欄の書き方について」を参照ください。

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭(普通)専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。

修了確認期限・有効期間の満了の年月日 平成 年 月 日

○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。

障害の種類・程度・症状等	
希望する配慮・支援内容	

.....
 〔証明者記入様式〕に校長等により受講対象者であることの証明を受け、本申込書に添付してください。

〔証明者記入様式〕

※ 校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は「受講対象者の証明方法について」を参照ください。（証明書類の添付でも可）

(受講者)

ふりがな		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日
氏名			

上記記載の受講者が受講対象者として該当している区分に「○」を付けてください。

受講対象者の区分		該当区分
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師）（免許法第9条の3Ⅲ①）	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員（免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	
	認定こども園及び認可保育所の保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士（免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	
	教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	

上記記載の者は上図該当区分のとおり、教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者であることを証明する。

年 月 日

(所属名)

証明者

(役職・氏名)

印

(参考)

○所持する免許状の欄の書き方について〔受講者本人記入欄〕

免許状の種類	教科・特別支援教育領域等 ※栄養教諭（普通）専修・一種・二種免許状の場合は、免許状の授与年月日を記載願います。
幼稚園教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
小学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	（特別のみ） 国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育
中学校教諭（普通・特別） 専修・一種・二種免許状	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、保健、技術、家庭、職業、職業指導、職業実習、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教
高等学校教諭（普通・特別） 専修・一種免許状	国語、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、保健体育、保健、看護、看護実習、家庭、家庭実習、情報、情報実習、農業、農業実習、工業、工業実習、商業、商業実習、水産、水産実習、福祉、福祉実習、商船、商船実習、職業指導、外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の外国語）、宗教 （一種のみ） 柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務
特別支援学校教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者
特別支援学校自立教科教諭 （普通・特別） 一種・二種免許状	理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸（美術、工芸、被服）
特別支援学校自立活動教諭 （普通・特別） 一種免許状	視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育
養護教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	
栄養教諭（普通） 専修・一種・二種免許状	

○受講対象者の証明方法について〔証明者記入様式〕

受講対象者の区分		証明の方法
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①） 校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会
		国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長
		共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	任命権者の証明
	国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者又は雇用者の証明
	その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	その者の任命権者・雇用者の証明
教員採用内 定者・ 教員採用内 定者に準ず る者	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明
	認定こども園及び認可保育所の保育士（※注） （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明	

（※注）免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成25年文部科学省令第23号）の施行（平成25年8月8日）により、認可保育所に勤務する保育士は、設置者が幼稚園を設置しているかどうかにかかわらず、受講対象者となった。